

平成30年6月13日

総務管理部税務課

自動車税に関する書類の誤送付事案の発生について

自動車税に関する口座振替領収済証明書兼納税証明書（以下「領収済証明書」）のうち、

1 法人63台分について、誤って別の納税者に送付した事案が発生しました。

今後、同様の事案が発生することのないよう、対策を速やかに実施します。

【概要】

1 判明日時 : 平成30年6月13日（水）14 時頃

2 発生件数 : 1 法人（63台分）

3 事案概要 : 【平成30年6月12日（火）】

領収済証明書の封入・発送を委託した業者が、法人を納税者とする自動車税の領収済証明書について、誤って別の法人に送付。

納税者が複数台車両を所有する場合の領収済証明書については、通常、複数の証明書を一括して封入し送付しているところ、誤って別の納税者の封筒に封入し、送付していた。

【平成30年6月13日（水）】

誤って送付を受けた法人から、当課に連絡があり、誤送付が発覚した。

4 書類に記載された税務情報

: 法人名、所在地、自動車登録番号、自動車車台番号、納税額

5 対応 : 誤って送付を受けた法人に対して謝罪し、誤送付した領収済証明書を回収するとともに、納税者である法人に対して謝罪しました。

6 今後の対策 : 委託業者に対して、封入文書のチェックを徹底するよう指導します。

本件についてのお問い合わせ先
税務課長 木川義裕
(直通)025-280-5045
(県庁内線)2200